

# 直 接 受 診 型

## 歯 科 健 診 の 流 れ



### 1 予約の電話が入る

【対象組合・事業所】

- ・ 第四北越銀行健康保険組合
- ・ 新潟県市町村職員共済組合
- ・ 株式会社ネクスコ・サポート新潟
- ・ 新潟臨港健康保険組合
- ・ 北陸情報産業健康保険組合

### 3 歯科健診の実施・結果の判定

健診項目に基づき歯科健診を実施し、結果を判定する。

※歯科健診票の記入については、**歯科健康診査マニュアル**をご覧ください。

### 5 会計

健診費用を徴収し、領収書を発行する。

健診費用

**1名 税込3,000円**

(歯ブラシ代含む)

※保険診療による自己負担分は  
助成の対象にはなりません

**最後にご確認ください!!!**

- ・ 受診券を受診者にお返しする
- ・ 歯科健診票の2,3枚目を受診者にお返しする
- ・ 健診費用を徴収し、領収書を発行する

### 2 受診者来院

受付で組合・事業所名、実施期間を確認する。

(受診券が提出された場合は確認後、忘れずに受診者へ返却する)

※歯科健診票は受診者が持参します

### 4 歯科保健指導の実施

問診項目及び健診結果に基づいた保健指導を行い、歯ブラシ・パンフレット等を配布する。

【歯科健診票の取扱い】

- 1枚目：歯科医院で保管
- 2枚目：受診者へ返却
- 3枚目：結果を説明し受診者へ返却

【領収書についての注意事項】

領収書には下記項目をご記入ください。

- ・ 受診者氏名
- ・ 受診内容(「歯科健診代」と明記)
- ・ 受診年月日
- ・ 医療機関名
- ・ 支払い金額

※レシート不可

直接受診型歯科健診に関するお問い合わせは。。。 新潟県歯科保健協会へ

☎ 025-283-0525

✉ [ndhs@plum.ocn.ne.jp](mailto:ndhs@plum.ocn.ne.jp)

# 直接受診型歯科健診 よくある質問



## 受診券の取り扱いはどうすればよいのでしょうか？

対象の事業所・組合が発行した受診券を確認のうえ、本健診を受け付け、受診券はご本人にお返しく下さい。

## 記入した歯科健康診査票はどうすればよいのでしょうか？

健診票は3枚複写になっています。

(1枚目:歯科医院用、2枚目:事業所・組合用、3枚目:受診者控え)

1枚目は切り取り、歯科医院で保管してください。

2枚目・3枚目は受診者にお返しく下さい。

(3枚目は健診結果、総合判定にチェックを入れてからお返しく下さい)

※健診票右下の検査歯科医師名を印鑑で押した場合は、複写されませんので  
2枚目・3枚目にも押印をお願いします。

## 歯ブラシやパンフレットはどういったものを渡せばいいのか？

配布する歯ブラシ、パンフレット等に決まりはありませんが、保健指導内容に沿ったものが好ましいです。

## 市町村で実施している歯周病検診の受診券を一緒に持ってこられたのですが・・・

本健診の受診券と市町村で実施している歯周病検診の受診券を同時に使うことはできません。本健診と市町村で実施している歯周病検診とでは、助成内容が異なる場合もありますので、どちらの受診券を使用して健診をするかは受診者と相談をして決定してください。

## 普段通われている患者さんが定期健診の際、受診券を持参されたのですが・・・

本健診の検査内容は歯科健康診査票に記載の事項（歯と歯ぐきの状態・補綴治療の必要がある欠損部位の有無、歯石の付着状況、口腔衛生状況、その他の所見）及び歯科衛生士等による歯科保健指導です。歯科医院で行っている通常の定期健診の内容と異なる場合はよく説明し、同意をいただいたうえで本健診を行ってください。